
令和5年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和5年3月16日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

令和5年3月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第3号 令和4年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第2 議案第4号 令和5年度築上町一般会計予算について
- 日程第3 議案第5号 令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第6号 令和5年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第7号 令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第8号 令和5年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第9号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第10号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第9 議案第11号 令和5年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第12号 令和5年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第11 議案第13号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 築上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 築上町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

- 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 築上町手話言語条例の制定について
- 日程第25 議案第27号 築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第29号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第34号 町道路線の変更について
- 日程第31 議案第35号 権利の放棄について
- 日程第32 発議第7号 築上町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
(追加分)
- 日程第33 意見書案第1号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書(案)
- 日程第34 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 令和4年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第2 議案第4号 令和5年度築上町一般会計予算について
- 日程第3 議案第5号 令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第6号 令和5年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第7号 令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第8号 令和5年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第9号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第10号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第9 議案第11号 令和5年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第12号 令和5年度築上町下水道事業会計予算について

- 日程第11 議案第13号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 築上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 築上町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 築上町手話言語条例の制定について
- 日程第25 議案第27号 築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第29号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第34号 町道路線の変更について
- 日程第31 議案第35号 権利の放棄について

日程第32 発議第7号 築上町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
(追加分)

日程第33 意見書案第1号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書(案)

日程第34 常任委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(13名)

1番	江本 守君	2番	吉原 秀樹君
3番	北代 恵君	4番	宗 晶子君
5番	丸山 年弘君	6番	池永 巖君
8番	工藤 久司君	9番	武道 修司君
10番	池亀 豊君	11番	田村 兼光君
12番	信田 博見君	13番	田原 宗憲君
14番	塩田 文男君		

欠席議員(1名)

7番 鞆野 希昭君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	西田 哲幸君	次長	横内 秀樹君
書記	小野 聖佳君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長			石井 紫君
総務課長	椎野 満博君	企画財政課長	元島 信一君
まちづくり振興課長	桑野 智君	人権課長	樽本 知也君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	古市 照雄君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君

上下水道課長 …………… 福田 記久君 住民生活課長 …………… 武道 博君
学校教育課長 …………… 鍛冶 孝広君 生涯学習課長 …………… 尾座本三雄君
農業委員会事務局長 …… 北代 幸介君 監査委員事務局長 …… 脇山千賀子君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1 議案第3号

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第3号令和4年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長、副委員長の報告を求めます。

池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第3号令和4年度築上町一般会計補正予算（第11号）について。所管の項目について慎重に審議した結果、実績に伴う補助金の返還、町内小中学校のICT教育環境の整備費用等に充当するための基金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第3号令和4年度築上町一般会計補正予算（第11号）について。所管の項目について慎重に審査した結果、農林水産物の鳥獣害被害軽減を図るためのフェンス加工材料であるワイヤーメッシュの支給、防災機器用維持管理費を積み立てるための基金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） それでは、これより、委員長、副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長、副委員長の報告は可決です。議案第3号は、委員長、副委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第4号

○議長（**武道 修司君**） 日程第2、議案第4号令和5年度築上町一般会計予算についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長、副委員長の報告を求めます。

池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（**池亀 豊君**） 議案第4号令和5年度築上町一般会計予算について。所管の項目について慎重に審議した結果、町内私立保育園の送迎用バスの置き去り防止のための安全装置導入等の経費、町内の小中学校に就学している児童生徒の給食費を期間限定で無償化に対応すること、築城支所を図書館として整備するための設計費が主なもので、小中一貫校の学校建設整備事業費の予算に反対意見があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第4号令和5年度築上町一般会計予算について。所管の項目について慎重に審査した結果、交通バリアフリー基本構想策定事業として、椎田駅自由通路整備及び駅周辺のバリアフリー化を図るための基本構想の策定費、移住・定住対策事業として、定住促進を行うための空き家改修等の助成等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

本案に対して、工藤久司議員外1名から、お手元に配付した修正の動議が提出されています。

地方自治法第115条の3の規定に基づく、議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。

よって、これを本案と併せて議題といたします。

提出者の説明を求めます。工藤久司議員。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 令和5年度築上町一般会計予算に対する修正動議の提案理由の説明をいたします。

まず、議案第4号令和5年度一般会計予算に対する修正案ですが、皆様のお手元に配付のとおり、歳入歳出、また、事項別の明細書に関してはお手元に配付をしておりますので、内容については確認をお願いいたします。

それでは提案理由として、少子化、また、学校の老朽化等を考える上で小中学校の統廃合は避けて通れない課題だと考えます。

今回の予算は、椎田校区における小中一貫校整備に関わる予算3,561万4,000円が計上されています。

町長は、以前から10人以下にならないと統廃合はしないと言い続けてきたことが、これだけの少子化にしてしまった原因とも考えます。また、いきなり椎田校区を小中一貫校との提案は、小規模学校に通わせている保護者に対しても、大変大きな不安が多いと考えます。

児童生徒の保護者にもアンケート調査をするということですので、未就学児の保護者にもアンケートを実施して、その意見を踏まえた上で、様々な選択肢を提案し決定すべきと考えます。

最後になりますが、築上町の小中学校適正配置基本計画の最終形は、椎田地区と築城地区に小中一貫校、八津田小学校を小規模特認校との計画です。20年後、30年後の少子化を試算すれば、本当に2校の小学校が必要なのでしょうか。

小中一貫校が小規模学校になることも考えられます。部活動も、今の状況よりもまだ低下もするとも考えます。町長、教育長、また教育委員会の皆さん、将来の築上町を思うのであれば、いま一度立ち止まって考えていただきたいと思います。

以上が提案理由です。

○議長（武道 修司君） これより、修正案の提出者の説明に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより、修正案に対する討論を行います。

反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 私は、当初より小中一貫校について反対してきました。

この提案理由にある、小中一貫校が2校必要なのかという理由は、小中一貫校を前提とした理由になっています。

以上の理由を反対理由とします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。吉原議員。

○議員（**2番 吉原 秀樹君**） 学校の統廃合は本町にとって重要な課題であります。と、ともに現在の出生数や財政状況を考えると、町全体の適正配置に取り組むべきではないでしょうか。

今回の予算は、椎田中学校区の（ ）等の予算であり、いま一度考えてもらいたいと思います。

今後、少子高齢化に伴う中で我が築上町に一貫校が2校も要るのでありましょか。

令和9年の開校に伴わず、じっくりと協議をかけて前に進めていってもらいたいと思います。

以上をもちまして、修正動議の賛成といたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、修正案に対する反対意見のある方。塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） 今の築城中学校建設のときに、やはり中学校は築上町で1つにできないかという議論も当時ありました。その当時の結果はやはり地域住民の意見、主にPTAだったと思いますけども、やはり中学校は2校体制でいってほしいということで、私は当時、今、工藤議員の修正動議側にいたようなときもありました。そして今回、新しい時代の学びの整備環境検討委員会というのを立ち上げて、築城地区、椎田地区小中一貫校計画を執り行っております。そこで、この学びの整備の検討委員会、学識経験者が3名、中学校、小学校の校長が1名ずつ、PTA連合会中学校代表、PTA連合会小学校代表1名、椎田中学校PTA会長1名、椎田小学校PTA会長1名、椎田中学校校区、椎田小学校校区、八津田小学校校区、葛城小学校校区、西角田、小原小学校校区の自治会長が各1名、それから、京築教育事務所ほか職員3名、19名で検討委員会をして、で、先日、築城校区、その次に築城地区の小中一貫の話が出て同じように会議を、この委員会とは別ですけども同じように会議をし、2日かけての住民説明会も行っております。

私たち議員としては、やはりこの意見を、アンケートも出ましたけど、それを尊重してやっていくべきだという形で今考えております、私は。ですから、確かに、1校でいくのも人口的にもその割合があるかもしれません。しかしながら、そこをどういうふうにやっていくかというのは、これからの課題と思っています。10年後20年後は随時改善もあり、変更もあり、それはあり得ると思います。それをなければ、決まった形でいくというのは非常に難しいし危険だと思います。ですが今、肅々と、私の周りにも賛成と反対の方もいます。しかし、賛成が大多数です。ですから、本当に、1校でいこうというのはそれなりの各団体、いろんなところからの、形がない限りは、そう簡単にこの、今進めている状況下でなかなか反対の声見えませんので、それを肅々と進めていくべきと思ってこの修正動議に反対いたします。

○議長（武道 修司君） 次に、修正案に対する賛成意見のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ただいまの修正動議に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど塩田議員がおっしゃっていただきました、築城中建設地の住民アンケートというものは9年前でございます。そして、統合されるのは令和9年ということで、9年前プラス4年後、13年後のことを考えなくちゃいけないんです。

確かに、築城中建設の当時は2校体制がいいという意見が多かった。でも、今はどうなんでしょう。本当に住民に信を問うたのでしょうか。

また、新しい学びの環境整備計画、そちらで小中一貫校の討議を行いました、そのときは町全体の適正配置、統廃合の計画はなく、椎田中校区のみでの協議でした。

そういう状態の中、築城地区の皆さんは、協議から取り残された感をいっぱい持っていらっしやいまして、住民説明会でも、教育委員会が決めたことを押しつけたという印象が否めないという御意見を私も鮮明に記憶しておりますし、議会報告会でも同じ意見が出てきました。

アンケートでも、たった169件。賛成が大多数であったということでございますが、反対意見の方は意見を言えなくなっているのではないのでしょうか。

やむを得ないという声の裏に何があるかをきちんと聞いて回るのが行政の仕事、そして、私たち議員の仕事だと思います。

小中一貫校の2校体制は、反対の声が多く寄せられている中、私たち議員はその小さな声にも耳を傾け、この場で代弁するのが私たち議員の仕事だと思います。

ぜひとも皆さん、まずここは一步立ち止まって、教育委員会と町民の皆さんが議論する原点に戻れるよう申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、修正案に対する反対意見のある方。江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 修正動議に反対します。

塩田議員の説明で、全て皆さん方に理解していただいているものと思いますけども、補足というわけではありませんが、昨年、田川郡香春町のほうに視察研修に行って、小中一貫校、この香春町が、町長の、いわゆる提案に対して、私らに直接議長が説明してくれたお話の中で、私も含めて大多数の議員が反対したと。しかしその後、町長の熱心な説得に応じて、やむなく可決という形になりまして合併しました。その結果、住民も大多数が反対だったというふうに聞いておりますけども、結果的に、今現在に建ってみると全ての住民が、まあ、小中一貫校になったことによってすごいメリットがあると。

まず、教職員の数が任用職員を含めて60名で全て、そういう人件費含めて、私ちょっと懸念したのが見えない関係で、視察に行ったときにどういう造りになつとんかと言ったら、校長・教頭が、全体、小中を廊下を通過することによって、まあ、いじめがすみっこであっているんやな

いかと言うけども、目線上で全てが把握できるような状態になっていて、送迎バスのほうも29台準備して、いろんな意味で財政上メリットは大きいと、そして2キロ以上の者じゃないと通学のためのバスを利用できないけども、小中で部活動で遅くなった者に関しては、2キロ未満のときでも帰りは送迎バスに乗せてくれるということで、子どもの安全性も十分配慮した上の結果で、香春町を例にとってみれば、うちの町は教育長をはじめ住民に丁寧な説明しておるといふふうに私は聞いております。そのような理由から、動議に反対します。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、修正案に対する反対意見のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） かねてより、教育長より御説明がありますように、選択肢を残すという考え方に私も賛成をしております。

ただ、今皆様の御意見にもあるとおり、住民の方の御不満も多々あるのは事実でございます。説明会の参加人数も、全町民を対象にしたものにもかかわらず、参加者が169名と実績が少ないことも事実だと思います。

課題や問題点に関しては、私も一般質問等で述べさせていただきました。この課題や問題点に対して、教育長をはじめとする執行部の方々は真剣に向き合ってくださいと信じまして、私はこの修正動議に反対をいたします。

○議長（武道 修司君） ほかに討論ございませんか。反対意見、賛成意見含めて。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。それでは、これで討論を終わります。

これより、本案に対する工藤久司議員外1名から提出された修正案について採決を行います。修正案に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

引き続き、原案を議題といたします。

委員長、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

原案に対して反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 一般質問でも述べましたように、今回の敬老祝賀事業交付金の

廃止など、町民への事業への削減ではなく、経費削減は町役場の経費を削減するべきだと私は考えます。

今回の、令和5年度築上町一般会計予算案には、敬老祝賀事業交付金の廃止など、町民への事業が削減され、特別職・町議会議員の一時金の増額など、町役場の経費が増額されています。

私は、冒頭申し上げたように、町民への事業の削減ではなく、経費削減は町役場の経費を削減するべきであると考え、この予算に反対いたします。

○議長（武道 修司君） 次に、原案に対して賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですか。

次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

修正案が提出されていますので、また、反対意見がありましたので、原案に対して採決を行います。

原案に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第5号令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について副委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第5号令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について、慎重に審議した結果、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第5号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長長の報告は可決です。議案第5号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第6号令和5年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について副委員長長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第6号令和5年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について、慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第6号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長長の報告は可決です。議案第6号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第7号令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第7号令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第7号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第8号

日程第7. 議案第9号

日程第8. 議案第10号

日程第9. 議案第11号

日程第10. 議案第12号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第6、議案第8号令和5年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第10、議案第12号令和5年度築上町下水道事業会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会への付託議案であり、一括して副委員長の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第12号まで一括して副委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第8号から議案第12号まで副委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第8号令和5年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について、慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について、慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について、慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号令和5年度築上町水道事業会計予算について、本案について、慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号令和5年度築上町下水道事業会計予算について、本案について、慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。それでは、副委員長の報告が終わりました。

日程第6、議案第8号令和5年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第8号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第8号は、

副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 私は、一般質問でも、高い国民健康保険税について引下げを求めました。この高い国民健康保険税の令和5年度築上町国民健康保険特別会計予算に賛成できません。

以上が反対理由です。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ないですね。それでは、これで討論を終わります。

これより議案第9号について採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第9号は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。ありがとうございました。起立多数です。よって、議案第9号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第10号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第10号は、副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号令和5年度築上町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第11号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第11号は、副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号令和5年度築上町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第12号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第12号は、副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第13号

日程第12. 議案第14号

日程第13. 議案第15号

日程第14. 議案第16号

日程第15. 議案第17号

日程第16. 議案第18号

日程第17. 議案第19号

日程第18. 議案第20号

日程第19. 議案第21号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第11、議案第13号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、議案第21号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第21号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第13号から議案第21号まで委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） **議案第13号築上町特別職の職員の給与等に関する**

条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、本町は町制施行以降、期末手当の減額改定については実施し増額改定を見送っていましたが、国家公務員特別職との支給率格差は正のため条例の一部を改正するものであり、財政状況厳しさの中、支給率を増額することに反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第14号 築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、本町は町制施行以降、期末手当の減額改定については実施し増額改定を見送っていましたが、期末手当の支給率を増額改定することで条例の一部を改正するもので、財政状況厳しい中、支給率を増額することに反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、**議案第15号** 築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、公益法人制度改革により、福岡県市町村福祉協会が社団法人から一般社団法人になったことに伴う名称変更のため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第16号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、人事院が国家公務員の休憩時間を条件を改正することに伴い国家公務員との均衡を図るため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、人事院が国家公務員の育児短時間勤務職員の勤務時間を柔軟に設定できるよう改正することに伴い、国家公務員との均衡を図るため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第18号 築上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、本案について、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第19号 築上町個人情報保護審査会条例の制定について、本案について、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第21号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定している公費医療費に関する事務手続の内容を追加するため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

日程第11、議案第13号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 議案第13号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対意見を述べます。

この状況下でよくこの条例を出してきたというのが私の最初の感想です。

町長の最大の仕事は、町の発展や町民の幸せのため、住民がよりよく住みやすくなるため、様々なアイデアを考えてそれを実行するために、条例や予算を進めていくことだと私は思っております。

今議会でも、議員から様々な提案が出されています。全てとは言いませんが、事あるごとに、予算がない、財政が厳しいと口癖のように発言をしてきているのも事実だと思います。

この条例で、町長が53万円、副町長42万円、教育長37万円、合計132万円もの増額になります。もちろんこれは一般財源でございます。

自治体からの細かい要望等は、この増額された金額で少しでも聞き入れてやって実現できると思いませんか、町長。なぜ今、厳しい財政状況においてこの条例を提案するのか、もっと現実を見てほしいと思います。そして、住民の負託に応えるよう今後も努力していただきたいと思いません。

以上、この条例に対しての反対理由といたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） 職員の給与の特別、次も、私たちもみんな関わるわけなんですけど。私も今までは議会の中で給与とか、こういうのにはなかなか反対とかしたことは一回もなく、皆さんも、ここ、人事院勧告に伴っての分でしたことはないと思うんですよね。どうい

内容か、私もいろいろ、少しだけなんですけど調べてみました。

要するに特別職、職員、我々を含んでですけど、職員と違って勤勉手当というのはないということですよ。これは私たちも個人的にも分かっていたんですけども、賞与しかない。これについて近隣では、例えば行橋、豊前等だったら、この勤勉手当で、今議会でなくて、ここの毎回議会でよく人事院勧告で、職員の給与、まあ少しずつですけどアップ、話があったと思うんです。同時に特別職もやってきてるんですよ、よそは。うちは、例えば、まあ、町長名前は伏せますけど、一旦下ろして翌年に元に戻した自治体も結構あるそうで、そういう形の中でうちはなぜ特別職だけ触ってこなかったのかと、職員の人事院勧告といえど誰も反対したことは一回もありません。これは平成20年、平成21年から特別職の賞与をどんと一回下げています。

21年、22年、2年連続下げて22年から25年、4年間は横ばいで、それから26年から30年まで横ばい。令和元年から令和2年、3年、4年まで、年ごとにずっと下げています。通算15年間、一度も扱っていないのが現状です。

平成26年のときに、特別職と職員との、これ、あくまでも賞与の分ですから、賞与が逆転しているわけです。町長説明で、逆転がどうのと言われてる。逆転がいけないとかじゃなくて、これはある意味、財政厳しいとは言われつつ、ここを扱い出したら職員との格差、まだ平等・公平の立場、これ給与ですから、そういったところを、財政厳しいとかなれば、今度は人事院勧告を反対していかなきゃいけない。じゃあ国に反するやり方、じゃあ、この人事院勧告はどこで決まってきたんですか、民間企業との格差で平均決まっていますよね。それに伴っていく分であって、どうも、特別職となると変にとらわれがちですけど15年間上げていない、そして、今回はこうやって出されたので、今まで下げ続けてきたのも事実だし、ここは住民からの要望・意見も受け入れられると思っておりますし、平等や公平の立場から今回のこの原案については賛成いたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第13号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号築上町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ないですね。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

○議員（**8番 工藤 久司君**） 議案第13号と大体同じような形ですが、議会議員の役割は行政のチェック機能の機関であることは、皆さん御存じだと思います。予算、決算、条例制定や廃止、大きな契約等、それぞれ審議をして可否を決める権限を持っているのが議会であります。

今議会で、政務活動費が336万円計上されております。この条例制定によって、議会の報酬は268万円、全体で増額になります。議案第13号の町長、副町長、教育長の条例と合わせるると約400万円の一般財源からの支出となります。

行政や予算のチェックをする立場の議会から、増額のある条例案を簡単に認めていいのでしょうか。厳しくチェックができなくなると私は考えます。子どもたちのため、子育て世代のため、若者世代、福祉等に使える予算にして、町の財政に見通しができれば、改めて条例提案すればいいと考えます。

以上、議案第14号に対しての反対意見といたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） 先ほどの条例と内容は全く一緒です。人事院勧告に基づいて、15年ぶりに今回こうやって提案したということについては、何ら問題ないと思っております。以上です。

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） それでは、これで討論を終わります。

これより、議案第14号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号築上町職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これでは質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これでは質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第18号築上町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第18号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第19号築上町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第20号築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第21号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20. 議案第22号

日程第21. 議案第23号

日程第22. 議案第24号

日程第23. 議案第25号

日程第24. 議案第26号

日程第25. 議案第27号

日程第26. 議案第28号

日程第27. 議案第29号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第20、議案第22号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27、議案第29号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して副委員長の報告を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第29号まで一括して副委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第22号から議案第29号まで副委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第22号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、一部条文を削除するため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号築上町手話言語条例の制定について。本案について、手話に対する理解の促進及び手話普及のための施策、また計画的な推進を図るため条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、福岡県の重度障がい者医療費支給制度の改正に伴い、文言を改めるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の改正に伴い、文言を改めるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案について、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給総額を改めるために条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。副委員長の報告が終わりました。

日程第20、議案第22号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第22号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第23号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第23号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は副委員長報告のとおり可

決されました。

日程第22、議案第24号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第24号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第25号築上町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第25号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第25号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は副委員長報告のとおり可

決されました。

日程第24、議案第26号築上町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第26号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第26号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第27号築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第27号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第27号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第28号築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第28号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第28号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第29号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第29号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第29号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第28. 議案第30号

日程第29. 議案第31号

日程第30. 議案第34号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第28、議案第30号公の施設に係る指定管理者の指定についてから日程第30、議案第34号町道路線の変更についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第34号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第30号から議案第34号まで委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第30号公の施設に係る指定管理者の指定について。本案について、築上町寒田生産物直売所に係る指定管理を新規に、まこちの里運営委員会に指定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号公の施設に係る指定管理者の指定について。本案について、築上町築城共同育苗施設に係る指定管理を引き続き、福岡京築農業協同組合に指定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号町道路線の変更について。本案についても、水原2号線の基点部について路線を変更するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

日程第28、議案第30号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第30号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に

対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第31号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第31号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第34号町道路線の変更についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第34号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31. 議案第35号

○議長（**武道 修司君**） 日程第31、議案第35号権利の放棄についてを議題といたします。

本案について副委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（**池亀 豊君**） 議案第35号権利の放棄について。本案について、債権者からの債権回収の見込みがないことから請求権を放棄するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、副委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第35号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第35号は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第32. 発議第7号

○議長（**武道 修司君**） 日程第32、発議第7号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 発議第7号築上町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。本案について、令和5年4月から新個人情報保護法の規定が全国共通で適用

されるが、新個人情報保護法では地方公共団体の議会は適用対象外とされていることから、執行機関と差異が生じないように条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、発議第7号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。発議第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33. 意見書案第1号

○議長（**武道 修司君**） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第33、意見書案第1号東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書（案）について、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第33、意見書案第1号東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 意見書案第1号東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書（案）。上記の意見書（案）を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規

定により提出する。

令和5年3月16日、提出者、築上町議会議員塩田文男、賛成者、築上町議会議員工藤久司、築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） それでは、提案理由の説明をお願いいたします。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 意見書案第1号東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書（案）。東九州新幹線は、全国新幹線鉄道整備法における基本計画路線と位置づけられ、着工予定、開業予定ともに未定のまま現在に至っております。この間、整備計画路線と決定された九州新幹線鹿児島ルートは、平成23年に全線開通し、西九州ルートにおいては令和4年9月に開業しました。

東九州地域を横断する東九州新幹線は、九州新幹線と接続することで交流人口の増加、地域の活性化、産業振興などに大きな効果をもたらすものであり、産業、経済、文化の発展に重要な社会経済インフラとして早期整備、早期実現が望まれています。

よって、東九州新幹線の早期整備と実現に向け強く要望するものです。

以上です。

○議長（武道 修司君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 私は、今、住民が安全に移動できる状況を確保することこそ必要だと。この第2期新幹線整備計画の策定及び当該計画の策定に向けた調査のための財源、東九州新幹線の整備計画路線への格上げ及び所要の財源確保よりも、大分県津久見市のJR日豊線津久見駅構内で昨年12月、視覚障がい者の女性が特急列車にはねられ死亡した事件を受け、県内の障がい者とその家族らでつくる「だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会」は30日、JR九州に事故の原因究明と再発防止、駅無人化の中止などを申し入れました。

事故は、昨年3月のダイヤ改正により、午後3時以降に駅員が不在となった同駅で午後6時前に発生しました。JR大分支社での申入れには、つくる会の代表らと車椅子利用者、盲導犬を連れた視覚障がい者ら20人が参加、事故は、駅無人化に際して障がい者やその家族が抱いた「事故が起きたら誰が助けてくれるのか」との不安が現実のものになったと指摘、「無人化には救える可能性があった命を救えなくした」と告発。年間約80件の転落事故が起きていて、その多くは視覚障がい者。予測できない事故ではなかったはず、市民の命が奪われたことへの反省も危機感も感じられなかったと批判。視覚障がい者の釘宮さんは「駅員がいなくても100%安全と言えるのかとの質問にJR側は答えられなかった。安全を約束できないなら、駅員を戻してほしい

い」と訴えました。

私は、新幹線の財源確保よりも駅の無人化を解消する財源の確保が優先する。その住民が安全に移動する権利を保障された後に新幹線の策定を、意見書を上げるべきだと考え、反対の討論とします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですね。これで討論を終わります。

これより、意見書案第1号について採決を行います。意見書案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございました。起立多数です。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第34. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（武道 修司君） 日程第34、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様には、3月2日から15日間、34の議案に慎重に審議をしていただき、大変ありがとうございました。

全議案、3議案は人事案件でございましたけれど、教育長はじめ教育委員と公平委員、採択をして同意を頂き大変ありがとうございました。そしてあと31議案についても、全部可決を頂きました。重ねて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、執行に当たっては十分、職員と密を保ちながらやっていきたいと、このように考えてお

ります。

特に今日は、手話言語条例の制定に期待を持って、多くの傍聴者の方が見えておられます。この手話言語条例についても、担当課、責任を持って施策の充実を図ってまいろうと、このように考えておる次第でございます。

それから、若干役場の機構というか、教育委員会の機構のほうをちょっと変更いたしますんで、新しく教育施設整備室を設けまして、学校建設、それから図書館の建設という形で専門的にまいる施設を設置すると、このような形で4月1日から計画をしておるところでございます。

それとまた、新型コロナの感染症の関係まだまだ感染者出ておりますけれども、若干、国のほうからも緩められて、マスクの着用等は自己判断によるというふうな形になってきておりますし。ただし、予防接種のほうはまだやるという国の方針でございますが、令和5年度になってからの骨子がまだ来てないという、やる方針は分かっておるんですけども、4月になって来次第、これをもう準備の段階がありますんで、全額国の交付金で賄うという関係上、専決処分のほうで処理をさせていただきたいということで考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、先般の議会の前の議事運営委員会の中でも若干、年度末に防衛省から今、繰越申請をしておる事例の、これが承認が来次第、専決処分をさせていただくというようなことで、月末のほうに専決処分を1件させていただくと、こういうことでよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、もう本当に15日間大変ありがとうございました。これからはだんだん気候のいいシーズンになってまいりますので、議員の皆さん方も健康に留意しながら、御活躍を御祈念申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） これで、令和5年第1回築上町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員